

# ご自宅で療養されている方を支えるための 医療と介護の情報共有システム

## 「情報共有システム」とは

医療・介護従事者が、インターネットを介して、ご自宅で生活している対象者の支援に必要な情報を素早く共有し、支援して行く為のシステムです。

医療や介護が必要になっても、ご自宅でする限り過ごせるよう、市は「情報共有システム」を導入しました。

### 桜川太郎さんの部屋

**ケアマネジャー**  
電気アンカで低温やけどしたようです。明日の外来に受診します。写真送ります。

**ヘルパー**  
処置方法を家族に指導しました。痒みや赤みが強くなる時は電話連絡ください。

**理学療法士**  
電気アンカの場所を確認しますね。

**医師**  
傷は感染なく、改善。ご家族の処置 OK です。

**看護師**  
前回より、かなり良くなっています。

## ■対象者

桜川市在住の方で次のいずれかに該当する方

- ① 医療及び介護サービスを利用している方
- ② その他、主治医が必要と認める方

## ■申請方法

対象者のケアマネジャー又は主治医より申請

※システムの利用は、事前に対象者又はご家族の同意を得てから、開始します。対象者の情報は、市及び同意を得た機関以外、閲覧できません。



# 医療と介護の情報共有システム Q&A

【ご本人・ご家族様説明用】

桜川市高齢福祉課

Q1.誰がどのような情報を共有するのか？

A.ご本人・ご家族様より同意をいただいた医療機関・介護事業所の担当者が、質の高い医療や介護サービスをご本人に提供するため、体調や利用状況などについて情報を共有します。また、市はシステム全体を把握し、適切に使用されるよう管理していきます。なお、本システムは、セキュリティーの関係で市と同意を得た医療・介護事業所のみでの閲覧となります。

Q2.なぜシステムによる情報共有が必要なのか？

A. 医療・介護従事者が対面で集まる機会は限られており、電話やメールでは確認が遅れることがあります。情報共有システムは、医療・介護従事者が速やかに効率よく情報が共有できるため、適切な医療・介護サービスを提供することができます。

Q3.登録に費用はかかるのか？

A. 無料。

Q4.登録の手続きは、誰が行うのか？

A. ご本人様の担当ケアマネジャーが行います。ケアマネジャーが決まっていない方は、主治医が行います。登録の際、ご本人・ご家族様より同意書をいただきます。

Q5.通院先や介護サービスに変更があった場合、どうするのか？

A. 担当ケアマネジャーにご連絡ください。ケアマネジャーが決まっていない方は、主治医が行います。

Q6.情報共有は、いつまで続きますか？

A. ご本人様の入院又は施設入所などにより、在宅への復帰が難しい状況になった場合、担当ケアマネジャー又は主治医がご本人・ご家族様に説明の上、市に申請を行い、終了となります。

情報共有システムについて、ご不明な点がございましたら桜川市高齢福祉課までご連絡下さい。ご理解の上、ご登録をお願いいたします。